

平成23年度第1回契約監視委員会が、平成23年9月20日(火)、労働者健康福祉機構18階会議室において開催されましたので、その議事概要についてお知らせいたします。

平成23年度 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 第1回契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年9月20日(火) 10:00～ 11:15 労働者健康福祉機構18階会議室	
委員	委員 山本勲(慶應義塾大学商学部准教授) 委員 田極春美(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 委員 竹内啓博(公認会計士) 委員 小宮山訓章(JILPT監事)(議事進行) 委員 吉原和行(JILPT監事(非常勤))	
審議対象期間	平成23年度4月～平成23年7月に契約締結された案件	
1. 競争性のない随意契約 (平成23年度4月～平成23年7月契約締結)	19	件
2. 一者応札・一者応募 (平成23年度4月～平成23年7月契約締結)	9	件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	下記のとおり (注) 委員の最終的な意見は、回答欄に記入した。

意見・質問	回答
機構側から、審議案件について契約概要を説明し、全体をご審議いただいた。	
<b>1. 一者応札・一者応募(平成23年度4月～平成23年7月契約締結)</b>	
<b>【案件 1】</b>	
<b>「出版販売管理システムの導入」(資料No.1・29)</b>	
仕様書に「既存のパッケージソフトを用いる」という条件はどのような内容で、なぜこの条件を加えたのか。	ゼロからシステムを開発するのではなく、用途が限定された市販のパッケージソフトをベースにカスタマイズするという内容である。一般的なソフトを選定することによって、新規参入の枠が広がることを期待し、比較的、中小企業も参入できるようにとの配慮であった。しかし、結果的には当該の市販パッケージソフトを取り扱っている業者が少なく、2～3社程度であった。中小の企業はパッケージソフトのメーカーから購入するため割高になり、販売力の強いところが参入するのだったら、中小としては辞退したいというようになってしまった。
今回は、既存のパッケージソフトを使った方が競争性が働くと考えたとのことだが、今後は既存のパッケージソフトによっても、よらなくても構わない仕様の方向で検討していただきたい。	検討する。
<b>【案件 2】</b>	
<b>「米国の労働政策に関する情報提供サービス」(資料No.1・8)</b>	
どのような役務提供なのか。	Bureau of National Affairs (BNA) という企業が発行している『Daily Labor Report』という情報をA社が代理店となって提供している。仕様書を入手したB社にもできるサービス提供であるが、入札参加資格がないことが入札当日に判明し、入札不可となった。(結果として一者応札となった)

意見・質問	回答
<p><b>【案件 3】</b>  <b>「機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務」(資料No.1-2)</b>            仕様書に「障害の復旧の際、権利関係に関して費用負担が発生する可能性がある」とされている、具体的にはどのようなことなのか。この条件を除くことは可能なのか。</p> <p>プログラムの修正が必要な場合は、1年間にどれくらいあるのか？ 実際に発生しているのか？ 発生することはあまりないが、発生した場合のリスクは業者負担になるため、新規の業者が参入しにくいということであるのか。仕様書に明示されていない部分であり、新しい業者が参入しにくいということか。</p> <p>改修が必要になった場合には開発業者が改修を担い、保守業務だけは分けて入札によって業者を決定するという区分にすれば、新規業者が参入しやすくなるのではないかと。つまり、改修作業を別の契約として、緊急性のある改修を開発業者が随意契約として行い、緊急性のない改修と保守はどの業者にも参入できるような条件とすることはできないのか。改修と保守は必ずしもセットではなくてもいいのではないかと。</p>	<p>運用上の障害への対応は、必ずしも費用がかかるものばかりではない。場合によっては、プログラムの修正を伴うことがあり、契約先(落札者)が費用負担をする必要があるとしている。開発者以外には恐らくノウハウがないため、再委託しなければならなくなるというリスクが発生する可能性があり避けているのではないかと。著作権を開発業者が保有しているためプログラムのソースコードは開示されていない。そのためプログラム修正が必要になった場合、開発業者に再委託をお願いしなければならなくなるということである。</p> <p>実際には発生していない。            従来、開発業者に著作権が帰属するかたちでの契約であった。今後は、発注者(機構)側に帰属する内容の契約を締結し、機構の判断で開示できるようなかたちにする。</p> <p>検討する。</p>
<p><b>【案件 4】</b>  <b>「ビジネスレーバートレンド印刷業務委託」(資料No.1-16)</b>            専用オペレータを配置することを仕様書に明記しているのか。</p>	<p>担当者が仕様説明をする際、定期刊行物であるので、スケジュールが厳格であることを強調しすぎた。専用オペレータの配置については仕様書には明記していないが、説明を受けた業者側は専門の者を配置する必要があると認識したものである。</p>
<p><b>【案件 5】</b>  <b>「宅配便等配送業務」(資料No.1-3)</b>            辞退者がメール便を扱っていないというのはどういうことか。メール便で出す業務委託ということに限られているのか。</p> <p>この発送業務は大量にあるものなのか、通常業務で散発的にあるものなのか。単価契約なのか。</p>	<p>辞退業者はメール便事業を郵便事業株式会社に委託する業態に変えたために、メール便に相当するサービスを提供するには、封筒を郵便に適した形で作成する等の必要性が生じ、コストがかさむためにメール便のサービス提供はできないと判断した。</p> <p>通常業務で散発的にあるもので、単価契約によるものである。</p>
<p><b>2. 競争性のない随意契約(平成23年度4月～平成23年7月契約締結)</b></p>	
<p><b>【案件 1】</b>  <b>「『出版販売管理システム』導入に伴うデータ抽出・抹消業務」(資料No.2-14)</b>            一者応札になった出版管理システム導入の案件とリンクするものか。先ほどの契約日が6月1日で、本件の契約日が5月31日。新規の案件を同案件を落札したC社が落札しなかったとしても、発生した案件か？            既存のシステムを活用したいということが前提となっている、既存のデータを特定のシステムで使うために、そのデータを移行する必要があるということか。            先ほどの契約内容に入れ込むことはできないのか。つまり、新システムの契約を締結する際に、システムが移行するときのデータ抽出・抹消までの業務を契約内容に含めることはできないのかということである。このシステムは次の契約時期            新しいシステムを調達する際の、業務の切り分けかたが中途半端な印象がある。もしも既存のシステムを前提とするならば、2つに切り離さないほうが価格ダウンできるのではないかと。            また、既存のソフトに限定しなければ、データ移行の作業もその業者が行うし、旧システムの業者が落札すれば、その業者が抽出作業も行うということになる。</p>	<p>旧システムにおいて蓄積されたデータを、いったん抽出した上で、新システムへ移行する作業が必要となるため、一時的業務である。C社が落札しなくても発生する業務である。            その通りである。</p> <p>5年後である。</p> <p>現行のシステムに関することはすべてその業者にやらせるという契約内容にして、新規のシステムは新たに業者選定をするというように、今後改めるようにする。</p> <p>機構側としては、できるだけ多くの業者が参入できるように配慮したものである。次回は5年後になるが、いただいたご意見を参考にしたい。</p>

意見・質問	回答
<b>【案件 2】</b>	
<b>「SAS(統計分析処理パッケージソフト)年間契約」(資料No.1・6)</b>	
SPSSとSASの随意契約があるが、利用している研究員の数はどれくらいいるのか把握されているか？	いま手元にはそのデータはない。(年間の利用実績：13人)
1人や2人であるならば、SASを使う契約をするのは高額すぎる。多くの研究者がやっていることは、安いソフトウェアで同じことができるのであれば、安い方を使うということ。SASは研究者にとっては非常に高額なソフトウェアで、これを使い続けることの正当性が問われるのではないか。私の認識ではSASでできる作業はSPSSでもほぼ同じことができる。その検討をされているのか。	年間使用実績を考慮しながら契約をしている。他の方法がないのか検討しながらやっているところはある。研究員がこのソフトがなければ困るという要望があって契約している。
今回の資料でSASを利用する理由のところに書かれていることは、SASでなければならない理由として伝わってこない。本当にSASでなければならない必要性を示すべきである。	検討する。
<b>3. 契約事前点検(平成23年度9月～)</b>	
<b>【案件 1】</b>	
<b>「キャリアガイダンスシステムの改修」</b>	
入札参加資格が役務提供B、Cとなっているが、Aを除いた理由は何か。	担当部門で参考見積りを取り、それに基づき予定価格を積算して、Aに相当する額に達しなかったため、できるだけ中小の企業が参入しやすくするために、Aは条件から除外した。
そのために応札者を少なくしてしまう可能性はないのか。	技術レベルをみてAに相当する業者を含めなくても可能か確認しながら判断している。
中小企業が参入しやすくするという配慮も妥当だが、応札者が少なくならないようにしてほしい。	検討する。
<b>【案件 2】</b>	
<b>「労働統計データベース用・アプリケーションの新プラットフォームへの移行・ハードウェア・ミドルウェア賃貸借・保守委託」</b>	
アプリケーションの新プラットフォームへの移行とハードウェア・ミドルウェア賃貸借・保守委託は、別々に調達すべきものなのか。	国の方針として、分離・分割調達ということも言われており、契約業者を複数社にすることができるため、分割すべき作業内容は分割して調達している。
ただ、それが効率的かという懸念もある。競争性を高めることとの両立が必要である。	CIO補佐官と綿密な連携をとって、どのような作業の区分にするのか判断している。効率性が落ちない範囲内で分割するようにしている。
	<b>【委員最終意見】</b> 自ら改善のため色々な工夫しておられることが認められるので、今後とも自ら努力することを継続願いたい。